

競争入札の心得

(総則)

第1条 中春別農業協同組合（借受者：久保拓己）の発注に係る建設工事の一般競争による工事請負の入札に当っては、別に定めるもののほかこの心得を承知するものとする。

(入札の保証)

第2条 入札参加者は、入札施行前に、入札しようとする見積金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、またこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りではない。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書のうえ、自己の指名を表記して提出（入札箱に投入）しなければならない。

(代理)

第4条 1. 入札参加者は、代理人をたて入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、入札書には入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その法人名及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとする。
2. 代理人は2人以上の者を代理することはできない。

(入札書の書替え等の禁止)

第5条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き替え、引き替え、又は撤回することができない。

(無効入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

1. 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
2. 入札書の記載金額を加除訂正した入札
3. 入札書に記名押印がない入札
4. 入札保証金が不足する者のした入札
5. 一の入札又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札

6. 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
7. 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
8. 無権代理人がした入札
9. その他入札に関し不正の行為があった者のした入札
10. 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
11. 入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第7条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係ない者を開札に立ち合わせる。

(再度入札)

第8条 開札の結果落札にいたらない場合は、直ちに出席者をもって再度入札を実施する。

(落札者の決定)

第9条 1. 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2. 落札者となるべき価格で入札したものが2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(入札保証金の返還)

第10条 1. 第9条の規定により落札者が決定した場合は、落札者以外の者が納付した入札保証金は、返還する。

2. 再度入札の結果落札者がなく当該競争札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還する。

(契約の締結)

第11条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から5日以内に提出しなければならない。

(入札保証金の帰属)

第12条 1. 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した

入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、発注者に帰属する。

2. 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を発注者に納付しなければならない。

(契約保証金)

- 第 13 条
1. 契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではない。
 2. 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出する。

(入札保証金等の充当)

- 第 14 条
- 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができる。

(工事完成保証人)

- 第 15 条
- 発注者が請求した場合は、自己と同等以上の等級に格付けされている者のうち、発注者が同意した者を自己に代わって当該工事の完成を保証する保証人としなければならない。